

広島市告示第 115 号  
令和 5 年 3 月 30 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ユアーズ白木店

(2) 所在地 広島市安佐北区白木町小越字中田 188-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ユアーズ

代表取締役 松本 淳

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ユアーズ

代表取締役 根石 紀雄

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

(変更後)

株式会社ユアーズ

代表取締役 松本 淳

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ユアーズ

代表取締役 根石 紀雄

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

(変更後)

株式会社ユアーズ

代表取締役 松本 淳

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和5年3月1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和5年3月1日

5 届出年月日

令和5年3月27日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

令和5年3月30日から同年7月30日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年7月30日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

令和5年3月30日

安佐北区役所市民部区政調整課長 様

経済観光局産業振興部商業振興課長

大規模小売店舗立地法の規定による公告・縦覧について（依頼）

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、「ユアーズ白木店」に関する「変更届出書」が提出されたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、公告及び縦覧を行います。

つきましては、貴区役所において、別紙による公告及び変更届出書の縦覧（縦覧期間：令和5年3月30日から同年7月30日まで）をお願いします。

担当：商業振興課 原  
(内線3422)

( 公 印 省 略 )  
広 産 商 第 2 0 5 号  
令 和 5 年 3 月 3 0 日

高陽町商工会  
会長 水口 弘士 様

広島市長 松 井 一 實  
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の規定による届出書の送付について (通知)

大規模小売店舗立地法による届出 (店舗名: ユアーズ白木店) が別添のとおりありましたので、その写しを送付いたします。

なお、この届出に関して、店舗周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見があれば、本市経済観光局産業振興部商業振興課に、令和5年7月30日までに、意見書の提出をお願いします。

広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
担当 原  
TEL: 5 0 4 - 2 2 3 6  
FAX: 5 0 4 - 2 2 5 9